

## 三郷町住宅グリーン化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティSANGOの実現に向けて、町内でネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）等の環境負荷低減を目的とした機能を住宅に導入した者に対し、町長が予算の範囲内において三郷町住宅グリーン化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であって、ZEHロードマップ（平成27年12月経済産業省策定）におけるZEHの定義（「Nearly ZEH」を除く。）を満たすものをいう。
- (2) 国ZEH補助金 国（経済産業省、環境省及び国土交通省）がZEH普及を目的に実施する補助金をいう。
- (3) BELS 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）が居住する住宅であり、次の各号のいずれかにより、ZEHであることを証明できる町内の戸建住宅とする。

- (1) 国ZEH補助金を受けたもの
- (2) BELSにおいて、ZEHの評価・認証を受けたもの

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象住

宅を導入する事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 補助対象住宅を新築する事業
- (2) 補助対象住宅である新築建売住宅を購入する事業
- (3) 既存住宅をZ E Hに改修する事業  
(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、前条の補助対象事業を行った者であって、町税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していない者とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第6条 補助の対象となる経費は、第4条の補助対象事業に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、補助金の額は1戸あたり10万円とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象住宅において、1回限りとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、三郷町住宅グリーン化事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（申請日前3箇月以内のもの）
  - (2) 町税の納税証明書又は町税の課税がない証明書（第1号様式の2）
  - (3) 補助対象事業に係る請負契約書等の写し（契約金額等の内訳を明らかにする書類を含む。）
  - (4) 国Z E H補助金の交付決定通知書及び額の確定通知書の写し（第3条第1号に該当する場合に限る。）
  - (5) B E L S評価書の写し（Z E Hであること及び一次エネルギー消費削減率の記載があるもの）
  - (6) 太陽光発電を設置したことを証明できる書類（第3条第2号に該当する場合に限る。）
  - (7) 工事完了引渡証明書
  - (8) その他町長が必要と認める書類
- (補助金交付の条件)

第8条 申請者は、この要綱の規定による補助金を受けて導入した設備を、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の交付決定通知)

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、速やかに補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、三郷町住宅グリーン化事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、三郷町住宅グリーン化事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条第2項の規定による交付決定通知を受けた者は、三郷町住宅グリーン化事業補助金交付請求書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は手続きについて不正の行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定による補助金の返還命令は、三郷町住宅グリーン化事業補助金返還命令書(第5号様式)によるものとする。

(手続きの代行)

第12条 申請者は、補助対象住宅を建築又は販売する者等(以下「手続き代行者」という。)に対し、第1号様式により第7条に規定する補助金の交付申請及び実績報告に係る手続きの代行を委任することができる。

2 前項の規定により手続き代行者が得た個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

3 町長は、手続き代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行ったと認めるときは、当該手続き代行者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名並びに不正の内容等を公表し、手続きの代行を認めない措置を講ずることができる。

(調査等への協力)

第13条 町長は、必要があるときは、交付決定者に対し、町が取り組む地球温暖化対策に関する調査等に協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。